

# 新しい香川大学医学部国際交流指針に基づく ブルネイ・ダルサラーム大学との海外協力関係の展開について

徳田 雅明・日下 隆・笥 善行

(香川大学医学部国際交流委員会)

国際交流にはさまざまな目的があり、またその方法も千差万別である。香川大学医学部においては、平成13年度に策定された国際交流指針に基づいて国際交流活動を実施してきたが、8年を経過し協定締結校も増え、周辺を取り巻く環境の変化もあり、新指針の策定の必要性が生じた。平成20年に国際交流委員会内に作業WGを組織し検討を開始し、平成21年度にまとめるに至った。これに基づき新たな交流活動を展開している。

## 1. 医学部の国際交流の目的（理念）

現在の医学部の基本理念は次のとおりである。

1. 世界に通ずる医学及び看護学の教育研究を目指す。
2. 人間性の豊かな医療人並びに医学及び看護学の研究者を養成する。
3. 医学及び看護学の進歩並びに人類の福祉に貢献すると共に地域医療の充実発展に寄与する。

国際交流活動は、上記理念を実現する有効な方法のひとつとして位置付けられている。

従って、新しい交流指針において、香川大学医学部の国際交流の目的（理念）を次のように定めることとした。

国際交流をとおして、グローバルスタンダードを有した「学生」「医師」「看護師」「研究者」の育成を行うとともに、人類の福祉や地域への貢献を行う。

本報告では、近年積極的に展開しているブルネイ・ダルサラーム大学との交流を例に挙げて医学部の国際交流の方向性を説明したい。

## 2. 国際交流の行動目標（6つのC）とブルネイ・ダルサラーム大学

医学部では上記理念を実現するために、行動目標と方策を以下のように策定した。

- ① 焦点を絞った重点的な交流活動を行う = *Concentration*
- ② 交流校を相互の連携を図る = *Connection*
- ③ 拠点交流先を核としてコンソーシアムを形成する = *Consortium*
- ④ 政府機関等と協同したプロジェクトを展開する = *Cooperation*
- ⑤ コミュニティとのネットワーク作りを強化する = *Community-based*
- ⑥ 地域社会のニーズに合った医学的貢献を行う = *Contribution*

## *The International Exchange Program of Faculty of Medicine, Kagawa University*

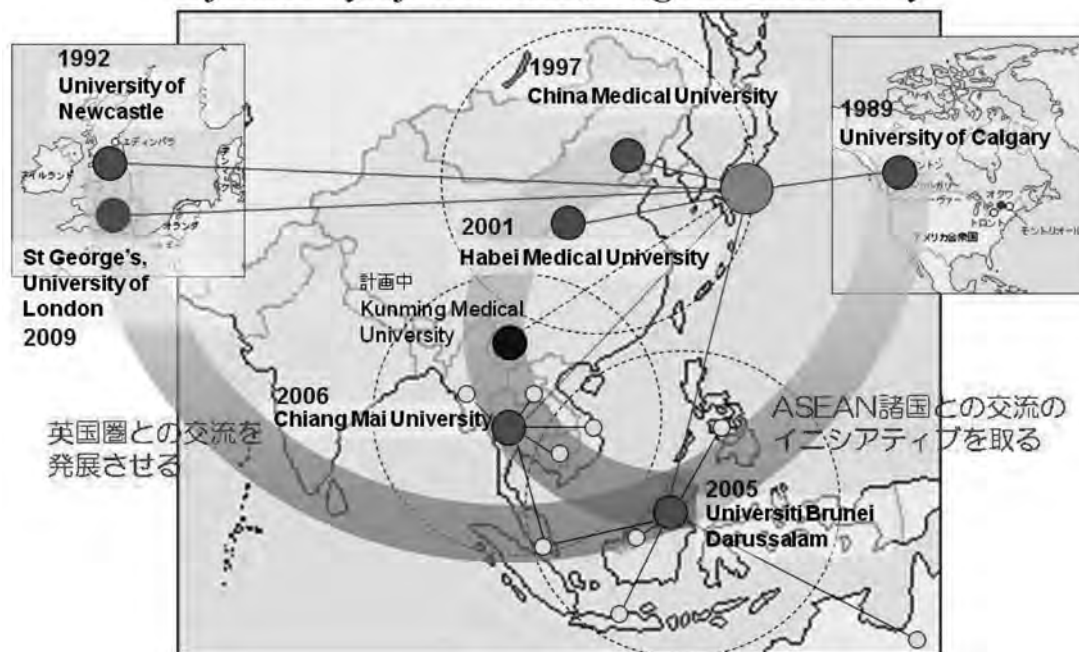


図1 香川大学の国際交流先と方向性

図1には、現在の香川大学医学部の国際交流先を示している。医学部はこれまでの方針として、数多くの交流先と広く浅く交流するのではなく、焦点を絞って交流活動を集中する (*Concentration*) ことを旨としてきた。また、個々の大学との交流を集中的に進めることに加えて、複数の交流先の大学を戦略的に連携 (*Connection*) していくことが大切であると考えている。特に、今回の改訂で、以下の2ラインを意識して展開していくこととした。

○ASEAN 諸国とのラインを強化する：ASEAN 諸国との交流は重要であり重点化するだけでなく、ASEAN 諸国に対して香川大学医学部の存在を示すことができるようになる。

○英国圏の諸国とのラインを強化する：英国圏であるカルガリー大学やニューキャッスル大学、ロンドン大学セントジョージ医学校との交流を重点化し深めていく。

さて、ブルネイ・ダルサラーム大学との関係は、平成17年6月にブルネイ・ダルサラーム大学関係者が香川大学医学部を訪問した時から始まった。次いで平成18年12月には香川大学医学部関係者がブルネイ・ダルサラーム大学を訪問し、この時両医学部間の交流協定を締結した。

このブルネイ・ダルサラーム大学との交流は、重点化を考える ASEAN 諸国ラインと Common Wealth Countries のラインとの交差点に位置する大学として位置づけられると捉えている (図1)。またブルネイ・ダルサラーム大学を核としてフィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポールなど ASEAN の主要大学との関係を構築し、コンソーシアム連携 (*Consortium*) を図っている。

このようなコンソーシアムが構築できれば、核となる大学と交流活動を集中的に行うことを基軸として、他のコンソーシアム連携大学とも良好な関係を維持あるいは発展することが可能であると期待される。特に Human resources の確保や、variety に富む選択肢を作ることが可能となる。すでにインドネシア大学とは、ブルネイ・ダルサラーム大学を通じた交流を開始し

ている。

### 3. 平成21年度のブルネイ・ダルサラーム大学との関係の戦略的強化

新しい交流指針の元、平成21年度には、上述したような議論と活動がさらに進み、幾つか大きな動きがあった。

#### 1. 前駐日ブルネイ国アダナン大使名誉博士号授与

アダナン前駐日大使 Dato Paduka Haji Mohd. Adnan bin Buntar (Dato Adnan Buntar) は、その在任中に、ブルネイ国、特にブルネイ・ダルサラーム大学と香川大学の学術文化、国際交流に顕著な貢献をなし、香川大学の研究教育上多大な功績があったため、医学部が香川大学に名誉博士号の授与を推薦し承認された。授与式は平成21年10月20日香川大学にて執り行われた。因に、これは香川大学としては記念すべき第一号の名誉博士号の授与であった。



#### 2. 香川大学とブルネイ・ダルサラーム大学との大学間 MoU の締結

平成18年12月に両大学の医学部間で締結された MOU を、さらに大学全体に発展させるとの合意のもと、両大学で準備を進め、平成21年11月8日に、香川大学とブルネイ・ダルサラーム大学との大学間 MOU が締結された。締結式典は京都市のオークラホテル京都において執り行われた。香川大学からは、一井眞比古学長、田島茂行副学長・理事、田港朝彦副学長、阪本晴彦医学部長、芝田征二大学教育開発センター教授、上原正宏総合生命科学研究センター准教授、日下 隆医学部講師、徳田雅明医学部教授が、ブルネイ・ダルサラーム大学からは、大学副総長である Dr. Hj. Zulkarnain Hj. Hanafi, MD と理学部長の Dr. Jimmy Lim Chee Ming が参加し、終始和やかな雰囲気であった。

この締結により、両大学の関係性は一層強化され、今後は複数の学部の交流が進むことが期待でき、拠点化が進むものと考えられる。(協定のコピー参照)

#### 3. 香川大学医学部とブルネイ・ダルサラーム保健省との MOU 締結

ブルネイ・ダルサラーム大学医学部やリパス国立病院などとは、従来医学部学生の派遣や受け入れ、臨床研修、臨床研究などを進めてきたが、今後ますますその必要性が出てくることが予想される。そのため、香川大学医学部はブルネイ・ダルサラーム国保健省との間で相談を進め、協定を締結し一層強固な関係を構築し、また関連するプロジェクトを進めることとした。調印式はブルネイ・ダルサラームにおいて平成21年12月5日に執り行われ、香川大学からは、阪本晴彦医学部長、徳田雅明医学部国際交流委員会委員長、芝田征二大学教育開発センター教授および田村啓敏農学部国際交流委員会委員長が出席した。ブルネイ・ダルサラーム保健省からは、副大臣 Deputy Minister である HH. Mr. Pehin Dato Hazair Adbullah

をはじめとして多くの方々が参加した。新しい関係を切り拓くイベントとしてブルネイ政府からも大きな歓迎を受けた。(協定のコピー参照)

#### 4. その他の活動

学生の交流としては平成21年の12月に12名のブルネイ・ダルサラーム大学医学部生を迎え、2009 Winter Medical Seminar を開催した。平成22年には7月～8月にブルネイ・ダルサラーム大学において2010 Summer Medical Seminar の開催が予定されている。さらにブルネイ・ダルサラーム大学の Biomedical Science student を受け入れることも検討している。

教員の交流としては、平成22年1月にブルネイ・ダルサラーム大学から Dr. Zohrah Hj. Sulaiman 副学長 (Research, Innovation, Education, and Internationalization) を迎え、香川大学の国際ナショナルオフィスウィークの一環としてフォーラムを開催した。今後の研究交流活動については、医学関係の交流の他に、生物の多様性に関する研究や、エネルギー、食の安全などブルネイ・ダルサラーム大学が重点化領域とする6つの Research Clusters において香川大学との共同研究を希望している。

#### 4. さいごに

医学部の新しい国際国流指針に基づく取り組みは、まだ始まったばかりであるが、これまでの交流方針を一定程度継続しながら、さらに戦略的に発展させることを目指したものである。ブルネイ・ダルサラーム大学との交流の進め方はこうした医学部の新たな交流の方向性を示していると言える。

ブルネイ・ダルサラーム国は、イスラムの王国であり、こうした様々な交流を続けるためには、イスラムの文化や習慣について理解することも重要であり、今後国際ナショナルオフィスとしての取り組みも計画されている。ブルネイ・ダルサラーム大学の方でも ASEAN 諸国での同様の研究体制を持っており、それとリンクさせることも考えられる。

ブルネイ・ダルサラーム国は香川大学を第一の日本の大学の窓口として認識している。この交流をより充実したものにするにより、香川大学が ASEAN 諸国にその存在を示し日本国を代表する大学のひとつとして乗り込んでいくことが可能となる。その展望からも本交流を今後の国際ナショナルオフィスの交流戦略の中できちんと位置づけることが大切であり、医学部の交流もその戦略と調和しながら進めていく。



## 香川大学とブルネイ・ダルサラーム大学との学術交流に関する覚書

香川大学（以下「KU」という）とブルネイ・ダルサラーム大学（以下「UBD」という）は、両大学の教育及び研究を推進するため、この覚書を締結する。

### (目的)

- 1 KUとUBDは、共同体制と協力関係を確立し、両大学の学術交流と相互協力体制を推進する。両大学は、対等の立場と相互互恵の精神に則り、協力・協調を重んじ、共同プログラムの実施を促進するものとする。

### (学術交流の内容)

- 2 この覚書による学術交流は、両大学が相互に協力を可能な次に掲げるものとする。

#### (1) 学生の交流

学部学生及び大学院学生（以下「学生」という。）の交流は、両大学が同意した期間において、勉学又は研究を目的として実施される。学生の受入れは、両大学が書面で相互に合意した内容で行われる勉学又は研究のために行われる。

#### (2) 教職員の交流

教職員の交流は、両大学に相互に有益となる目的のために行う。その目的とは学術的な交流を目的とした滞在、意見交換、研究、教育及び研修並びに大学院生の教育指導あるいは研究指導などである。

教職員の交流は、医療の分野における視察及び訪問並びに両大学及び病院での研修目的に合わせ、事務職員、図書館職員など様々な職務に携わる教員以外の大学職員も対象とする。

#### (3) 出版物の交換

両大学は、双方の図書館の間で合意された相互協力的分野における、学術、科学、歴史及び研究に関する出版物を交換することができるものとし、教育や研究のための視聴覚教材等の交換も含むものとする。

#### (4) 共同研究と教育プログラム

両大学は、相互に関心のある分野について、共同研究の開始や教育プログラムを開発する可能性を探究する。共同で実施する研究及び教育プログラムとは、出版につながるセミナー、共同研究プロジェクトのためのフィールドワーク、短期間のコース、サマースクールとチームティーチングを意味する。

一方の大学が、他方の大学も関心をもつ分野における研究や諸活動を開始する場合には、可能な限り、後者所属の教職員を招聘し、当該活動に参加させるものとし、その期間及び条件は両大学間で書面により取り決めるものとする。

#### (5) (1)から(4)まで以外の協力

(1)から(4)まで以外の分野においても、書面による相互の合意を前提として、両大学は、学術的な連携と協力を拡充することができる。

### (実施手順)

- 3 この覚書により実施する交流プログラムや共同事業は、次に掲げる手順によるものとする。

(1) 両大学により実施される交流プログラム及び共同事業は、目的、期間、条件等の詳細について、両大学の代表者により個別に交渉した後、内容を詳細に記載した文書により確認する。

(2) 交流プログラム及び共同事業は、計画及び期間等詳細を記載した書面に、香川大学長及びブルネイ・ダルサラーム大学副学長の署名による承認を受けて実施する。

(3) 教職員の交流及び出版物の交換は、任意に随時実施することができる。

### (資金調達)

4 この覚書により実施する交流プログラム及び共同事業の財政的な調整については、次に掲げるとおりとする。  
(1) 両大学は、交流プログラム及び共同事業に係る経費の負担について、双方の資金調達状況に応じて、両大学間協議し、文書により合意するものとする。

(2) この覚書を遂行するに当たり、どちらの大学も自主性を妨げず、何ら制約及び経済的負担を強いるものではない。

### (知的財産の所有権の取扱い)

5 知的財産の所有権については、次に掲げるとおりとする。

(1) 共同研究の成果は、特別な取り決めがない限り、原則として共有知的財産とする。

(2) 共同研究に係る文書、論文又は発表については、特別な取り決めがない限り、共同研究たることを認め、明記する。

### (守秘義務)

6 両大学は、この覚書の有効期間内又は終了後において、この覚書の遂行により生じた文書等全ての情報を、秘密扱いとすることについて合意する。また、それらの情報を、両大学の文書による同意なしに第三者に提供することを禁ずる。

### (有効期間及び期間の満了)

7 この覚書は、両大学が署名した日から効力が生じ、5年間有効とする。両大学が覚書の終了について書面で合意しない限り、最初の5年終了時に更に5年間延長される。

前述の記載にかかわらず、この覚書は期間が満了する日又は提案された終了6か月前に、相手方に対して書面で通知を行うことにより終了することができるものとする。

前述の記載にかかわらず、この覚書の条項、実施中の交流プログラムの終了後について、他の文書化された取り決めは、両大学が当該プログラム及び共同事業の早期の終了に書面で合意した場合を除き、終了まで適用されるものとする。

### (その他)

8 この覚書を締結するため、香川大学長とブルネイ・ダルサラーム大学副学長は、責任者として署名する。この覚書により、両大学間にいかなる法律上の義務が生じるものではない。

この覚書は、日本語及び英語で作成され、両方を正文とし、両大学を代表した各責任者の署名した日から等しく効力を有するものとする。

一井真比古

*Mulvan*

一井真比古

DR. HAJI ZU KARNAIN HAJI HANAFI

学長  
香川大学

副学長  
ブルネイ・ダルサラーム大学

署名日 2009年11月8日

署名日 8/Nov/2009



# 香川大学



日本国立大学法人香川大学医学部とブルネイ・ダルサラーム国の  
国際協力に関する覚書

覚書は、2009年12月5日から、日本国立大学法人香川大学医学部（以下、「香川大学医学部」という）とブルネイ・ダルサラーム国保健省（以下、「保健省」という。）の間で有効である。

香川大学医学部と保健省は、学術的交流、文化交流、共同研究及びその他の学問的な交流並びに学生及び教職員の交換留学が、相互に有益であることを認識している。両者は友好関係と強力な学術的協力関係を確立することを望むものである。

## 第1章 序文

1.1 この覚書は、第2章に記載されている目的達成を通して、香川大学医学部と保健省間における相互協力の促進、協議及び国際的な相互理解を図ることを目的とする。

1.2 この覚書は、両者の発展を意図するところの一般的原则を前進させるものであり、各目的は両者により、協議、承認、実施、及び決定されなければ、法的に拘束力がない。

## 第2章 目的

2.1 両者は、以下の相互協力を推進することに合意する。

- a) 教職員と研究職員の交換交流の機会を設ける。
- b) 学部及び大学院での教育、研究、臨床訓練の分野における交換留学を促進する。
- c) 関心のある適切な希望者が、他方での短期または長期教育プログラムに参加すること、またそれぞれの部局で承認された教職員による訪問促進

プログラムを確立すること。

- d) 特定領域に関する研究及び臨床訓練の訓練プロジェクトの協力。
- e) 両者が関心をもつ領域について、知識、経験及び情報資料の交換を行うこと。

g) 両者が書面をもって確認をした、重要かつ協力を要するその他の領域。それぞれが実施責任者を任命し、管理者と協力して、この協定の実施を指導し、円滑に遂行する。

## 第3章 守秘義務

3.1 両者は各々、機密を厳守し、この覚書や覚書から派生した覚書に基づいた機密情報を、既に公的分野で公開されたり、法律や条令での公表を求められた場合や、互いに書面で公表を許可した場合以外では如何なる人、機関や組織に公表したり配布出来ない。

3.2 この章の規定は、覚書の終了後も効力を有する。

## 第4章 協定

4.1 この覚書の案件は、第2章に記載された目的に一致して、各々から選任された連絡員を通して送られる。香川大学医学部の連絡員は香川大学医学部長であり、保健省の連絡員は医療局長である。

4.2 各々の提案に関する期間と範囲は各々の覚書に記載され、それらはこの覚書に従って提案され、両者により調印された後に実行される。

## 第5章 有効期間及び期間の満了

5.1 この覚書は、双方の代表者が署名した日をもって開始日とし、発効される。

5.2 この覚書は、双方の代表者が署名した開始日から5年間施行する。

5.3 この覚書は、双方の合意に基づき、期間の延長及び項目の追加を可能とする。覚書における全ての決定事項及び改定事項並びに改正及び修正は、覚書が継続する期間中適用される。

5.4 前述条項の項目は、双方のいずれか一方から1年以内に文書にて廃止を申し出た場合には当該年度をもって本協定は効力を失うものとする。

## 第6章 訂正、改正及び修正

6.1 この覚書はいつでも、両者間での文章での相互の同意又は許可により、訂正、改正や修正が出来る。それらの訂正、改正や修正は、両者が相談して決定した日時にこの協定に反映される。



第7章 紛争解決

7.1 両者は、この協定の覚書の解釈、実施、適用性から生じるあらゆる相違や論議を、第三者への委託や国際的な問題とすることなく、両者間の交渉と協議により友好的に解決するように努める。

第8章 中止

8.1 両者は、国家的安全、国家的権利、公的要求及び公共衛生の理由から、この覚書の一部または全部を中止することを許される。そして、そのような中止は、他方に通知した直後から認められる。

署名

阪本晴彦

国立大学法人香川大学  
医学部長  
阪本晴彦

署名日 2009年12月5日

立会人

徳田雅明

2009年12月5日

立会人

Infali

ブルネイ・ダルサラーム国保健省  
医療局長  
DR HJH NORLILA BINTI DP HJ JALIL

署名日 5<sup>th</sup> December 2009

Monah Ahmad

5-12-2009